

大井川文化会館外構植栽管理業務仕様書

1. 一般事項

- 1) 業務場所 焼津市宗高・下江留地内
- 2) 業務期間 自 平成 29 年 5 月 1 日 から 至 平成 30 年 3 月 31 日まで
- 3) 適用範囲
本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり本仕様書に明記されていない事項であっても本業務の目的達成のために必要と思われるものについては、業務受託者（以下「受託者」という）の責任においてすべて完備しなければならない。
- 4) 疑義
本仕様書又は業務実施中に疑義の生じた場合は、公益財団法人焼津市振興公社（以下「公社」という）と協議しその指示に従うものとする。
- 5) 材料及び機器
使用材料及び機器すべてに、それぞれの用途に適合する欠点のない製品で日本工業規格(JIS)かつすべて新品とし、焼津市関係規則等の規格に定められているものは原則としてこれらの規格品を使用すること。
- 6) 材料検査及び検収
公社が指示した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うこと。
- 7) 試運転
業務開始前、各機器別の状態を確認した後、運転を行うこと。
- 8) 業務承認申請図書等
受託者は業務実施に際しては事前に承認申請図書により公社の承認を受けてから実施すること。提出図書は別表の内容のものを各々提出する。しかし公社が必要なしと認めた時は提出しなくてもよい。
- 9) 業務完了報告書
受託者は業務完了に際して、完了報告書として別表の内容のものを各々提出する。
- 10) 関係法令の遵守
本業務の施行にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。
- 11) 労務災害の防止
本業務実施中の危険防止対策を充分に行い、又労務者へ安全教育を徹底し労務災害の防止に務めること。
- 12) 現場管理
 - ア.資材置場、資材搬入路、仮設事務所等については公社と充分協議の上実施すること。
 - 又、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に務めること。
 - イ.本業務実施により発生する廃材等については、公社の指示に従うこと。
 - ウ.溶接、ガス切断、その他火気を使用する作業の実施にあたっては作業計画書（工事工程及び使用場所）を提出し公社の承認を受けること。

エ.溶接、ガス切断等、免許を必要とする作業に従事する場合は、必ず免許所持者が行うこと。

オ.他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に務め万一損傷、汚染が生じた場合は受託者の負担で速やかに復旧すること。

13) 経費の負担

本業務実施に要する経費については、電気、水道を除き受託者の負担とする。

14) 委託料の支払

本業務の委託料は年1回払いとし、受託者の請求により30日以内に支払うものとする。

業務内容	数量	内訳	備考
●芝刈り	3,012 m ²	1,004 m ² ×3回	
●芝施肥	2,008 m ²	1,004 m ² ×2回	
●芝除草剤	3,012 m ²	1,004 m ² ×3回	
●芝目土掛	1,004 m ²	1,004 m ² ×1回	
●高木剪定	58本	C=0.60未満	
●切枝処分	〃	〃	
●高木剪定	9本	C=0.60～1.30未満	
●切枝処分	〃	〃	
●中木剪定	2本	H=1.0～2.0未満	
●中木剪定	37本	H=2.0～3.0未満	
●中木切枝処分	39本		
●レッドロビン生垣刈込	404 m ²		
●混合生垣刈込	640 m ²		
●生垣切枝処分	1044 m ²		レッドロビン含む
●低木剪定	2,356 m ²	1,178 m ² ×2回	
●低木切枝処分	〃	〃	
●高木施肥	58本	C=0.60未満	プラント・ストライク
●高木施肥	9本	C=0.60～1.30未満	プラント・ストライク
●中木施肥	39本	H=1.0～3.0未満	プラント・ストライク
●低木施肥	2,356 m ²	1,178 m ² ×2回	ちから1号
●生垣施肥	1,044 m ²		ちから1号
●高木薬剤散布	116本	58本×2回 C=0.60未満	カルロス・スプラサイド
●高木薬剤散布	18本	9本×2回 C=0.60～1.30未満	カルロス・スプラサイド
●中木薬剤散布	78本	39本×2回 H=1.0～3.0未満	カルロス・スプラサイド
●低木薬剤散布	2,356 m ²	1,178 m ² ×2回	カルロス・スプラサイド
●生垣薬剤散布	2,088 m ²	1,044 m ² ×2回	カルロス・スプラサイド
●除草	5,076 m ²	1,692 m ² ×3回	北側・職員駐車場他
●草刈り(機械刈)	1,590 m ²	318 m ² ×5回	会館西側水路法面
●処分費(2t ダンプ使用)	5台	1台×5回	会館西側水路